企業版ふるさと納税の効果検証について

１　制度の概要

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して、企業が寄附を行った場合に、寄附額の６割相当額を法人関係税（法人事業税、法人住民税、法人税）から税額控除する制度であります。

この制度を活用することで、寄附企業は、損金算入による軽減効果（寄附額の約３割）と合わせて、最大で寄附額の約９割が軽減されることとなります。

また、寄附を受けた地方公共団体は、寄附を財源とした地方創生事業の実施が可能となります。

２　企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定

国では、地方創生の更なる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和元年度、企業版ふるさと納税について、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等の大幅な制度改正を行われました。

令和７年度税制改正により企業版ふるさと納税の適用期限が３年間延長され、令和９年度（2028年度）まで安定的な制度活用が可能となりました。本改正では、デジタル化（DX）や脱炭素（GX）、少子化対策といった現代的な社会課題に対する事業展開がより重視されるとともに、デジタル技術を活用した手続きの簡素化や企業とのマッチング機会の拡大が図られており、自治体にとっては単年度の施策にとどまらず、中長期的な視点で地域の将来ビジョンを企業と共に実現するための基盤がより一層強化されました。

制度を活用するためには、地方創生事業を記載した地域再生計画を策定し、国から認定を受ける必要がありますが、制度改正により、個別の事業ごとの認定から、地方版総合戦略の転記・抜粋による包括的な地域再生計画の認定を受けることが可能となりました。

本町では、第２期みなべ町まち・ひと・しごと創生総合戦略と同一の事業を制度の対象事業とした「みなべ町まち・ひと・しごと創生推進計画」を策定し、令和２年11月６日に国から認定を受けており、総合戦略に定める各分野の施策において広く活用可能となりました。

令和８年度現在においては、上記計画の計画期間が終了となったため、第３期みなべ町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った「第２期みなべ町まち・ひと・しごと

創生推進計画」を策定し、令和８年３月31日に国から認定を受けております。

３　寄附及び充当の状況

寄附及び充当の状況は、下記のとおりであります。

・寄附件数　５件

・寄附総額　51,528,491円

①

事業名	防災拠点機能の充実事業
寄附件数・額	２件・36,270,367 円
事業概要	町内における避難所、防災行政無線などを整備・強化し、災害時の対応力を高めることを目的としています。 今回の寄附は、金銭及び物納によるもので、金銭では発電機の購入のためのご寄附、物納としては非常用電源などの各種端末をご寄附いただきました。

②

事業名	外国人観光客受入強化事業
寄附件数・額	１件・8,800,000 円
事業概要	外国人観光客向けに多言語の案内看板の設置やホームページを作成し、誘客に取り組む事業です。 今回の寄附は物納によるもので、外国人観光客への多言語案内及び円滑なコミュニケーション支援のため、スマートグラスを 20 台ご寄附いただきました。

③

事業名	観光案内所及びレンタサイクル設置事業
寄附件数・額	１件・5,458,124 円
事業概要	観光案内所及びレンタサイクル機能の充実を通じて、観光客の利便性向上及び周遊観光の促進を図る事業です。 今回の寄附は物納によるもので、観光案内所等における業務効率化のため、AI 配膳ロボ Mars をご寄附いただきました。

④

事業名	梅干し＝健康＝スポーツ推進事業
寄附件数・額	１件・1,000,000 円
事業概要	「梅干し＝健康」という地域資源を活用し、健康意識の向上及びスポーツ・健康活動の推進等を通じた地域活性化を図る事業です。 今回の寄附は、都市部人材と地域をつなぐ TUNAGU プロジェクトの実施に活用しました。

４　ＫＰＩ（重要業績評価指標）の進捗状況

認定計画のＫＰＩ（重要業績評価指標）の進捗状況は、下記のとおりであります。

地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる事業

ＫＰＩ	現状値	実績値	目標値
転出超過累計数の半減	▲390人 (H27-R1)	▲255人 (R3-R7)	▲195人 (R3-R7)

ひとが集う、安心して安全に暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業

ＫＰＩ	現状値	実績値	目標値
がん年間死亡率	277.4	346.1	208.1
健康寿命　男 女	77.41歳 82.69歳	79.75歳 84.21歳	77.41歳以上 82.69歳以上
津波による犠牲者ゼロ	0人	0人	0人

５　事業の評価等

令和７年度の実績では、51,528,491円となっています。

今回は、金銭及び物品による寄附となっており、物納においては災害時において活用が期待できる各種端末等を受け入れました。

本物品の活用に関して、関係課とも協議し、有効利用していく必要があります。

６　今後の取組方向

本事業は、令和２年度から令和６年度までの５年間の事業でありましたが、総合戦略の見直しの関係上、令和７年度まで１年間延長しました。

また、令和７年度が最終年度となるため、令和８年３月には次期総合戦略となる「第３期みなべ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

本町のまち・ひと・しごと創生の実現に向け、引き続き制度の利用促進と取組の推進を図ります。